

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」について（案）

1 条例制定の背景

平成24年8月子ども・子育て関連3法の成立に伴い児童福祉法が改正され、市町村では放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営の基準を厚生労働省令で定める基準を踏まえた条例を制定することとなった。

2 条例で定める基準

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 従事する者（職員の資格） | 【従うべき基準】 |
| (2) 職員の員数（指導員等の人数） | 【従うべき基準】 |
| (3) 児童の集団の規模 | 【参酌すべき基準】 |
| (4) 施設・設備（専用室の面積・集団規模、静養スペース） | 【参酌すべき基準】 |
| (5) 開所日数 | 【参酌すべき基準】 |
| (6) 開所時間 | 【参酌すべき基準】 |
| (7) その他（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の総則） | 【参酌すべき基準】 |
| （e x : 衛生管理、虐待等の禁止、非常災害時の対応 e t c） | 【参酌すべき基準】 |

3 あきる野市の条例制定の方針（案）

国の定める基準を基本としつつ、現在の当市の学童クラブの運営状況を踏まえて検討する。

(1) 従事する者（職員の資格） 【従うべき基準】

国の示す基準の内容	基準に対する当市の考え方
<p>児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者）であり、都道府県の研修を受講した者。</p> <p>※現に従事している者については、経過措置を設ける。</p>	<p style="text-align: center;"><u>国基準とする。</u></p> <p>※ 現に従事している者については、経過措置を設ける。</p>

(2) 職員の員数（指導員等の人数） 【従うべき基準】

国の示す基準の内容	基準に対する当市の考え方
<p>① 1クラスにつき職員を2人以上配置し、内1人以上は有資格者とする。</p> <p>② 小規模クラブの職員の員数については、2人以上を原則とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">併設施設の職員が兼務可能な場合は、1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>国基準とする。</u></p> <p>※ 現に従事している者については、経過措置を設ける。</p>

(3) 児童の集団の規模**【参酌すべき基準】**

国の示す基準の内容	基準に対する当市の考え方
① 1つの集団の規模は、おおむね40人までとする。 ② おおむね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応するように努める。 ③ 児童数は、毎日利用する児童に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均人数を加えた数で捉える。	当市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、 <u>国基準とする。</u> ※ 登録児童数（利用許可数）は、③の考え方から各クラブ入会申請者の状況を考慮し決定する。 ※ おおむね40人を超える定員の学童クラブについては、クラス分けを行い対応する。 ※ 現に40人を超えるクラブについては、経過措置を設ける。

(4) 施設・設備（専用室の面積、静養スペース等）**【参酌すべき基準】**

国の示す基準の内容	基準に対する当市の考え方
① 専用室、専用スペースを設ける。その面積は、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上とする。 ② 静養スペースを設ける。	当市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、 <u>国基準とする。</u> ※ 現に専用室の面積、専用スペースの要件が満たされていない施設については、経過措置を設ける。

(5) 開所日数**【参酌すべき基準】**

国の示す基準の内容	基準に対する当市の考え方
年間250日以上を原則とする。	当市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、 <u>国基準とする。</u>

(6) 開所時間**【参酌すべき基準】**

国の示す基準の内容	基準に対する当市の考え方
平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。	当市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、 <u>国基準とする。</u>

(7) その他（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の総則） 【参酌すべき基準】

国の示す基準の内容	基準に対する当市の考え方
<p>「児童福祉施設の設備及び運営の基準」の総則に規定されている事項を踏まえる。</p> <p>(1) 非常災害時</p> <p>(2) 虐待等の禁止</p> <p>(3) 秘密の保持に関すること</p> <p>(4) 保護者、小学校との連携等</p> <p>(5) 事故発生時の対応</p> <p>等</p>	<p>当市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、<u>国基準とする。</u></p>